

# 国際法務総合センター維持管理・運営事業

## 基本協定書（案）

国際法務総合センター維持管理・運営事業の実施に関して、国（以下「甲」という。）と落札者の代表企業である●、構成企業である●及び●並びに協力企業等である●（以下これらの企業等を「乙」と総称する。）との間で、次のとおり基本協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される特別目的会社をいう。
- 二 「事業契約」とは、本事業の実施に関して、甲とSPCとの間で締結される国際法務総合センター維持管理・運営に関する契約をいう。
- 三 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- 四 「代表企業」とは、●をいう。
- 五 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において、入札までに甲が公表し、又は甲から入札者が提示を受けた書面をいう。ただし、参考資料であるものは除く。
- 六 「入札説明書」とは、本事業に関して令和7年5月9日に公表された入札説明書本編及び附属資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。
- 七 「本事業」とは、国際法務総合センター維持管理・運営事業をいう。
- 八 「本件提案」とは、落札者が、令和7年 月 日付けで提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本事業に関して総合評価落札方式による入札手続において乙が事業者として選定されたことを確認し、甲及び乙は、乙が本事業を実施するために第6条の規定に基づき設立するSPCをして、第5条の規定に基づき国との間で事業契約を締結させることその他本事業の円滑な実施に必要な諸手続を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 乙は、提示条件を遵守の上、甲に対し本件提案を行ったものであることを確認する。

2 乙は、SPCの設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自らの費用と責任において、本事業の実施計画を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ合理的な範囲で自らの費用でその準備行為に協力する。

なお、乙は、SPCをして設立前に乙が行った準備行為を引き継がせる。

（業務の委託等）

第4条 乙は、SPCをして本事業に関する各業務を、別紙3記載の者にそれぞれ委託し、

又は請け負わせ、委託又は請負に係る契約締結後直ちにその契約書の写しを甲に提出する。

- 2 乙（協力企業等を除く。）は、前項の規定により S P C から本事業に関する各業務を受託し、又は請け負う者をしてその業務を誠実に遂行させなければならない。

なお、協力企業等は、本事業に関し S P C から受託した業務に限りその責任を負うものとする。

#### （事業契約の締結）

第 5 条 甲及び乙は、提示条件及び本件提案に基づき、甲と S P C との間において速やかな事業契約の締結に向けてそれぞれ最大限の努力をする。

- 2 甲は、入札説明書の事業契約書案に関して、乙から説明を求められた場合には、必要に応じその趣旨を明確化する。

- 3 甲及び S P C は、令和 8 年 月中を目途として事業契約を締結する。

- 4 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、乙及び本件提案で人工透析業務を担当すると規定されている法人（以下、本条で「乙等」と総称する。）に、本事業又は本事業に係る入札手続に関して、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は事業契約を締結しない。

一 公正取引委員会が乙等のいずれか又はこれらの者の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

二 公正取引委員会が乙等のいずれか又はこれらの者の代理人に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙等のいずれか又はこれらの者の代理人（乙等のいずれか又はこれらの者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 若しくは第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

四 乙は、乙等のいずれか又はこれらの者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### （S P C の設立）

第 6 条 代表企業及び構成企業（以下本条及び次条で「構成企業等」という。）は、事業契約の締結日までに、入札説明書、本件提案及び次の各号により S P C を設立し、S P C 設立後直ちに S P C の登記事項証明書、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写し

を甲に提出する。

- 一 S P Cは会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社とする。
  - 二 S P Cの資本金は1,000万円以上であって、かつ本件提案に示された金額以上とする。
  - 三 S P Cを設立する発起人には、本件提案に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
  - 四 S P Cの定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを定めるものとする。
  - 五 S P Cは、会社法第107条第2項第1号イに規定する事項についてS P Cの定款に定めることにより、S P Cの全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、同法第107条第2項第1号ロに規定する事項及び第140条第5項ただし書に規定する事項については、S P Cの定款に定めてはならない。
  - 六 S P Cは、甲があらかじめ承諾した場合を除き、会社法第108条第1項に規定する株式を発行してはならない。
  - 七 S P Cは、会社法第109条第2項に規定する事項をS P Cの定款に定めてはならない。
  - 八 S P Cは、会社法第204条第1項に規定する決定について、S P Cの定款に同法第204条第2項ただし書にある特段の定めを定めてはならない。
  - 九 S P Cは、会社法第243条第1項に規定する決定について、S P Cの定款に同法第243条第2項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
  - 十 S P Cは、会社法第326条第2項に規定する取締役会、監査役及び会計監査人を設置しなければならない。
- 2 S P Cは、設立登記完了後速やかに、選任された取締役、監査役及び会計監査人を甲に通知する。取締役、監査役及び会計監査人の改選がなされた場合も同様とする。
  - 3 乙は、第1項各号の内容に反する定款の変更、その他S P Cによる本事業の遂行を困難とするようなS P Cの定款の変更を行ってはならない。乙は、S P Cの定款の変更を行う場合には、事前に甲に通知し、変更後の定款の原本証明付写しを甲に提出する。

（S P Cの株主）

- 第7条 構成企業等は、前条第1項の規定に基づきS P Cを設立するに当たり、別紙1に構成企業等の出資額として記載されている金額のS P Cの株式の引受けをし、また、別紙1のその他の株主に記載されている金額の出資をさせる。
- 2 S P Cの各株主については、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者があってはならない。
    - 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
    - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日

から5年を経過しない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3 乙は、SPC設立時及び増資時において、各株主をして次の各号の事項を誓約させ、また、別紙2の誓約書を提出させなければならない。

一 株主は、その株主構成について、事業契約が終了するまでの間、構成企業等がSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大であることを維持すること。

二 株主は、原則として事業契約が終了するまでの間、SPCの株式を保有し、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。

三 株主は、甲の事前の書面による承諾を受け、その所有に係るSPCの株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙2の誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。

四 SPCが、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、株主は、これらの発行を承認する株主総会において、第1号の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

五 株主は、第3号の誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を甲に提出すること。また、同号の規定により株主に変更が生じた場合には、株主は、株主間契約において当該新株主を当事者とする旨の変更を行うこと。

六 株主は、本事業に関して知り得た全ての情報について守秘義務を負い、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

#### （資金調達協力義務）

第8条 乙は、本件提案中の事業計画に係る提案書に従い、SPCに出資し、SPCの株主を募り、又はSPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるために、最大限努力する。

2 乙は、前項の規定に基づく資金調達を行うに当たり、SPCに対して融資を行う金融機関が決定した場合には、当該金融機関の名称その他の詳細を直ちに甲に通知する。

3 乙は、前項の規定に基づく金融機関の決定後、守秘義務規定を含む融資に関する確約書を提出させなければならない。

4 SPCに対して融資を行う金融機関に追加変更があった場合には、変更後の金融機関に対して、前項の規定を適用する。

(事業契約の不成立)

第9条 甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により甲とSPCが事業契約の締結に至らなかった場合には、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合において、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類を返却しなければならない。また、乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物を破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

(違約金)

第10条 乙は、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当するとき、甲とSPCが事業契約を締結しているか否か、又は甲が事業契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、本事業の入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙のいずれか又はこれらの者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙のいずれか又はこれらの者の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙のいずれか又はこれらの者の代理人（乙のいずれか又はこれらの代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額のほか、当該入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙のいずれか又はこれらの者の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 乙のいずれかが甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は、事業契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、国がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数（両端日を含む。）に応じ、違約金に相当する額に国の債権に関する延納利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める率に相当する率を乗じて得た額の遅延利息を支払わなければならない。
- 6 本条の規定は、事業契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（秘密保持）

第11条 甲と乙は、本事業又は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと、及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、委託先等への見積依頼や契約の締結、弁護士等への相談依頼など、相手側に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで開示する場合、SPCに開示する場合、裁判所により開示が命ぜられた場合、第8条第3項の規定に従い、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合（ただし、融資を行う金融機関が提出した関心表明書において守秘義務が規定されている場合に限る。）及び法令に基づき開示する場合には、この限りでない。

（本協定の変更）

第12条 本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

（協定の有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了時までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第9条、第11条及び第14条の規定の効力は存続する。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と代表企業の間で協議して定める。

（準拠法及び裁判管轄）

第15条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲  
東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号  
支出負担行為担当官  
法務省大臣官房会計課長 村松 秀樹

乙  
代表企業

構成企業

構成企業

協力企業等

協力企業等

別紙1 設立時の株主一覧

1. 構成企業等の出資額

| 株主名    | 所有株数 | 議決権割合 | 出資額 |
|--------|------|-------|-----|
| [代表企業] |      |       |     |
| [構成企業] |      |       |     |
| [構成企業] |      |       |     |
| 合計     |      |       |     |

2. その他の株主の出資額

| 株主名 | 所有株数 | 議決権割合 | 出資額 |
|-----|------|-------|-----|
|     |      |       |     |

別紙2 株主誓約書の様式

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 村 松 秀 樹 殿

## 株 主 誓 約 書

支出負担行為担当官法務省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）間において、本日付けで締結された国際法務総合センター維持管理・運営事業 維持管理及び運営に関する契約（以下「本契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。

なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

### 記

1. 事業者が、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、うち〔 〕株を〔 〕が、〔 〕株を〔 〕が、及び〔 〕株を〔 〕が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、代表企業〔 〕及び構成企業である〔 〕、〔 〕によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、落札者の代表企業である〔 〕の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的と

して、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。

6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を受けて行うこと。
7. 当社らが、本事業に関して知り得た全ての情報について、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

別紙 3 業務委託・請負企業一覧

| 業務名称       |            | 業務委託・請負企業名称 |
|------------|------------|-------------|
| 総括マネジメント業務 |            |             |
| 運営準備支援業務   |            |             |
| 維持管理業務     |            |             |
| 運営業務       |            |             |
|            | 総務業務       |             |
|            | 収容関連サービス業務 |             |
|            | 医療業務支援     |             |
|            | 人工透析業務     |             |